

# 新たな富山県障害者計画骨子(案)

資料3-1

| 計画骨子(案)   | 備考   |
|---|--|
| <p><b>I 計画策定の趣旨</b></p> <p>1 計画の趣旨<br/>現計画(新とやま障害者自立共生プラン)における成果と課題、障害者の状況、国の障害者制度改革など諸状況の変化に加え、「新・元気とやま創造計画」、「富山県民福祉計画(改訂版)」や国の障害者基本計画(第3次)等を踏まえ、本県における障害者施策の一層の推進を図るため、その基本となる計画を策定する。</p> <p>2 計画の性格・位置付け<br/>(1) 障害者基本法に基づく富山県の障害者計画として、本県の障害者施策の基本的方向や達成すべきサービスの目標等を示した総合的な計画<br/>(2) 市町村が市町村の障害者施策を推進するうえで、その基本的方向を示した計画<br/>(3) 障害者を含む県民、事業者、福祉団体等の協働指針となる計画<br/>(4) 「富山県総合計画(新・元気とやま創造計画)」を踏まえ、富山県民福祉条例に基づいて制定された「富山県民福祉基本計画(改定版)」の個別計画</p> <p>3 計画の期間<br/>平成26年度から平成30年度まで(5年間)</p>  | <p>今年度第1回協議会(7/18開催)で説明済み</p>  |
| <p><b>II 計画策定の背景</b></p> <p>1 障害者の現状(略)</p> <p>2 障害者を取り巻く課題</p> <p>① 障害者に対する県民の理解が広く浸透するよう取組を強化する必要があること<br/>これまで県民の障害や障害者に対する正しい理解が進むよう様々な取組を行ってきたが、十分に浸透しているとは言えないことから、取組の充実強化を図る必要がある。</p> <p>② 障害者の地域生活を支援するサービスを一層充実する必要があること<br/>障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、身近な相談支援体制や在宅サービスの充実、住まいの場の確保など、ニーズに応じてきめ細かな支援を行っていく必要がある。</p> <p>③ 障害者の高齢化や障害の重度化・重複化に適切に対応していく必要があること<br/>人口の高齢化が進展する中で、障害者についても高齢化、障害の重度化・重複化の傾向が続いており、これに適切に対応していく必要がある。</p> <p>④ 多様な障害に適切に対応していく必要があること<br/>発達障害、高次脳機能障害、難病などの多様な障害について、正しい知識の普及や障害特性を踏まえた専門的な相談・支援の体制整備を図っていく必要がある。</p> <p>⑤ 障害者の就労支援や工賃向上支援を一層充実強化していく必要があること<br/>就労を通じた社会参加実現等のため、障害者の就労支援を一層充実するとともに、依然として低い工賃の向上に向けた支援を強化していく必要がある。</p>   | <p>①は、県民の障害者に対する理解が十分に浸透していないことなどを踏まえて新設</p> <p>②～④は、基本的に現計画を継承</p> <p>⑤は、現計画を継承しながら、工賃向上支援について追加</p>  |
| <p><b>III 計画の内容</b></p> <p>1 基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合い、地域の中で共に生きる「共生社会」を実現するとともに、</li> <li>障害者一人ひとりが住み慣れた地域で、自立し、安心して、いきいきと暮らすことができる幸せな富山を目指します。</li> </ul> <p>(参考1)現計画(新とやま障害者自立共生プラン)の基本理念<br/>「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念の下に、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、地域の中で共に生きる「共生社会」の実現を目指します。</p> <p>(参考2)障害者基本法の目的規定(第1条)の抜粋<br/>全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。</p> <p>(参考3)「新・元気とやま創造計画」の「障害者福祉の充実」における政策目標<br/>障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重しながら支え合うとともに、障害者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営んでいること。</p> <p>2 障害者の概念<br/>障害者基本法の規定に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする。</p> <p>3 基本的視点<br/>諸施策を展開するに当たり、次の5つを各分野共通の視点とする。</p> <p>① 障害者の自己決定を尊重する<br/>・障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえる。<br/>・障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援</p> <p>② 自立を支援し、社会参加を促進する<br/>・自らのライフスタイルを自らの意思で選択していけるよう支援<br/>・障害者が主体性をもって社会に参加できるよう支援</p> <p>③ 総合的で切れ目のない支援を展開する<br/>・障害者がライフステージに応じた支援を受けられるよう、多様なサービス提供体制の充実<br/>・福祉・保健・医療・教育・雇用など各分野が密接に連携し、総合的かつ切れ目のない支援</p> | <p>現計画の基本理念を基本としつつ、<br/>・障害者基本法の目的規定<br/>・国の障害者基本計画(第3次)<br/>・新・元気とやま創造計画(障害者福祉の充実)<br/>等を踏まえて案を作成</p> <p>今年度第1回協議会で説明済み</p> <p>国の障害者基本計画(第3次)を参考に新設</p> <p>現計画を継承</p> <p>国の障害者基本計画(第3次)を参考に新設</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>④ 障害の特性等を踏まえた、きめ細かな支援を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の障害者のニーズを的確に把握し、障害の特性等を踏まえて適切な施策を推進</li> <li>・特に、発達障害、高次脳機能障害、難病など多様な障害について、障害の特性を踏まえたきめ細かな支援</li> </ul> <p>⑤ ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハード面のバリア(障壁)だけでなく、障害者に対する偏見など人々の意識の中にあるバリアや制度、慣行などハード・ソフト両面にわたる社会全体のバリアフリー化の推進</li> </ul> <p>〔参考:現計画(新とやま障害者自立共生プラン)の基本的視点〕</p> <p>① 自立を支援し、社会参加を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自らのライフスタイルを自らの意思で選択していけるよう支援します。</li> <li>・障害者が主体性をもって社会に参加できるよう支援します。</li> </ul> <p>② 住み慣れた地域での生活を支援する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の程度にかかわらず住み慣れた地域で安心して生活できるような福祉サービスの充実を図ります。</li> <li>・共に支え合いながら生きがいを持って暮らすことができる地域社会の構築を目指します。</li> </ul> <p>③ 障害の特性を踏まえた、きめ細かな施策を展開する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の障害者のニーズを的確に把握し、障害の特性を踏まえて適切な施策を推進します。</li> <li>・現在、障害者施策の対象となっていない障害等に対しても、必要性を踏まえ、適切に対応します。</li> </ul> <p>4 施策体系 (詳細については、資料3-2参照)</p> <p>次の4つの項目を基本として、各種施策を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●互いに認め、尊重し、支え合いながら暮らす地域づくり       <p>障害のある人もない人も互いに認め合い、尊重し、支え合いながら暮らす地域づくりを進めるため、障害者に対する正しい理解の促進や障害を理由とする差別の解消、障害者の権利擁護の推進、社会参加の推進などに取り組む。</p> </li> <li>●自立と社会参加に向けた基盤づくりとしての教育・育成の充実と雇用・就労の促進       <p>障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障害の状態に応じてきめ細かな教育や療育を行うとともに、障害者がその能力と適性に応じて仕事ができるよう雇用・就労の促進に取り組む。</p> </li> <li>●地域での自立した生活を支援する福祉・保健・医療の充実       <p>障害のある人が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援体制を整備するとともに、福祉、保健、医療サービスの充実を図る。</p> </li> <li>●快適で安心して暮らせる生活環境の整備       <p>障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害者が暮らしやすい住まいや人にやさしいまちづくり、利用しやすい交通の整備、防災・防犯対策の推進、コミュニケーション支援などに取り組む。</p> </li> </ul> <p>5 分野別施策 (資料3-3参照)</p> | <p>現計画を継承</p> <p>国の障害者基本計画(第3次)を参考に新設</p>  |
| <p><b>IV 計画の推進体制</b></p> <p>1 障害保健福祉圏域</p> <p>障害者施策の広域的な推進のため、現計画と同様、4つの障害保健福祉圏域(富山、高岡、新川、砺波)を設定する。</p> <p>2 連携・協力の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者施策は、福祉、保健・医療、生活環境、雇用・就業、教育など幅広い分野にわたっていることから、関係部局が緊密に連携し総合的に取り組むとともに、これらの関連施策との連携を図る。</li> <li>・国や市町村、障害者団体、NPO・企業等民間団体などとの連携・協力。</li> <li>・特に、障害福祉サービスの実施主体である市町村との連携・協力体制の一層の強化。</li> </ul> <p>3 役割分担</p> <p>(1) 県民の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>障害者自ら</b>は、地域社会の一員として主体的に社会活動に参加するとともに、能力を発揮して自立を目指し、能力に応じて社会に貢献。</li> <li>・<b>地域住民</b>は、福祉の受け手としてだけでなく、福祉の担い手としてNPO・ボランティア活動等に自発的・主体的に参加するなど、共生社会の実現に向けて地域社会における役割を果たす。</li> <li>・<b>NPO・ボランティア</b>は、地域のニーズに応じたきめ細かなサービス提供や活動が期待される。</li> </ul> <p>(2) 事業者、各種団体の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>障害者団体</b>は、障害者の生活に関するニーズの把握、自主的な支援活動や各種啓発活動等の展開が求められる。</li> <li>・<b>サービス提供事業者</b>は、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供することが求められる。</li> <li>・<b>企業</b>は、地域社会を構成する一員として、社会貢献活動の環境づくりや障害者雇用などにより、障害者の自立を支援していくことが期待される。</li> </ul> <p>(3) 行政の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>市町村</b>は、地域住民に最も身近な行政機関として、障害者やその家族等からの様々な相談に応じるとともに、各種サービスの提供を適切に行うなど、総合的な支援を住民に提供する役割を担う。</li> <li>・<b>県</b>は、県全体の施策の方向性を示すとともに、市町村への技術的・財政的支援や広域的な調整、人材育成などの役割を担う。また、地域住民や民間事業者等に対しても、市町村と連携し、その活動を支援するなど、総合的かつ効果的な施策を展開する。</li> </ul> <p>4 計画の進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者団体や学識経験者、市町村の代表等からなる「<b>富山県障害者施策推進協議会</b>」(※)に計画の進捗状況や障害者に関する施策の実施状況を適宜報告し、その意見を踏まえ計画の適切な進行管理を図る。</li> <li>・障害者を取り巻く社会情勢の大きな変化があったときは、必要に応じて計画の内容を見直すものとする。</li> </ul>   | <p>現計画を継承</p> <p>基本的に現計画を継承(市町村との連携・協力の強化を打ち出し)</p> <p>現計画を継承</p> <p>現計画を継承</p> <p>現計画を継承</p> <p>(※)委員については、様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた審議を行うことができるよう、平成24年6月から障害当事者(家族を含む)の委員の比率を従前の約26%から40%に高めている。</p> |
| <p><b>V 数値目標(略)・・・次回の協議会で案をお示しする予定</b></p>   |  |